

# 児童保護費等負担金等（里親委託の推進）

令和6年1月15日（金）  
事務局説明資料

# 里親制度の概要

- ✓ 里親制度とは、児童福祉法に基づき、家庭養育優先の原則の下、児童相談所が要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童）の養育を、希望する者（里親）に委託する制度
- ✓ 下記4事業において、都道府県等が要保護児童の対応等に要した費用（例：乳児院や児童養護施設等の運営費や里親等委託の費用）を国が一部負担
  - ①児童保護費等負担金
  - ②里親支援センター人材育成事業
  - ③児童虐待防止対策等総合支援事業
  - ④里親制度等及び特別養子縁組制度等広報啓発事業
- ✓ 国は、こどもまんなか実行計画2024（令和6年5月こども政策推進会議）などにおいて、令和11年度までに里親等委託率の数値目標を、  
乳幼児 : 75%以上  
学童期以降 : 50%以上  
と設定

$$\text{里親等委託率} (\%) = \frac{\text{里親・ファミリーホーム委託児童数}}{\text{乳児院入所児童数} + \text{児童養護施設入所児童数} + \text{里親・ファミリーホーム委託児童数}}$$

# 里親等委託児童数・委託率の状況

✓ **里親等委託率は、この10年で約10ポイント（全年齢平均ベース）上昇したものの、依然として年齢階層別での数値目標から大きく乖離。**

里 親 家庭における養育を里親に委託		登録里親数	委託里親数	委託児童数	ファミリーホーム 養育者の住居において家庭養護を行なう（定員5～6名） (令和4年度末現在)
区分 (里親は重複登録有り)	養育里親	16,817世帯	4,940世帯	6,217人	
	専門里親	14,155世帯	3,967世帯	4,848人	
	養子縁組里親	732世帯	166世帯	217人	
	親族里親	6,989世帯	301世帯	333人	
		626世帯	578世帯	819人	ホーム数 467か所
					委託児童数 1,751人

年度	児童養護施設		乳児院		里親等※		合計	
	入所児童数	割合	入所児童数	割合	委託児童数	割合	児童数	割合
平成24年度末	28,233人	77.2%	2,924人	8.0%	5,407人	14.8%	36,564人	100%
↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
令和2年度末	23,631人	69.9%	2,472人	7.3%	7,707人	22.8%	33,810人	100%
令和3年度末	23,008人	69.4%	2,351人	7.1%	7,798人	23.5%	33,157人	100%
令和4年度末	22,578人	68.7%	2,306人	7.0%	7,968人	24.3%	32,852人	100%

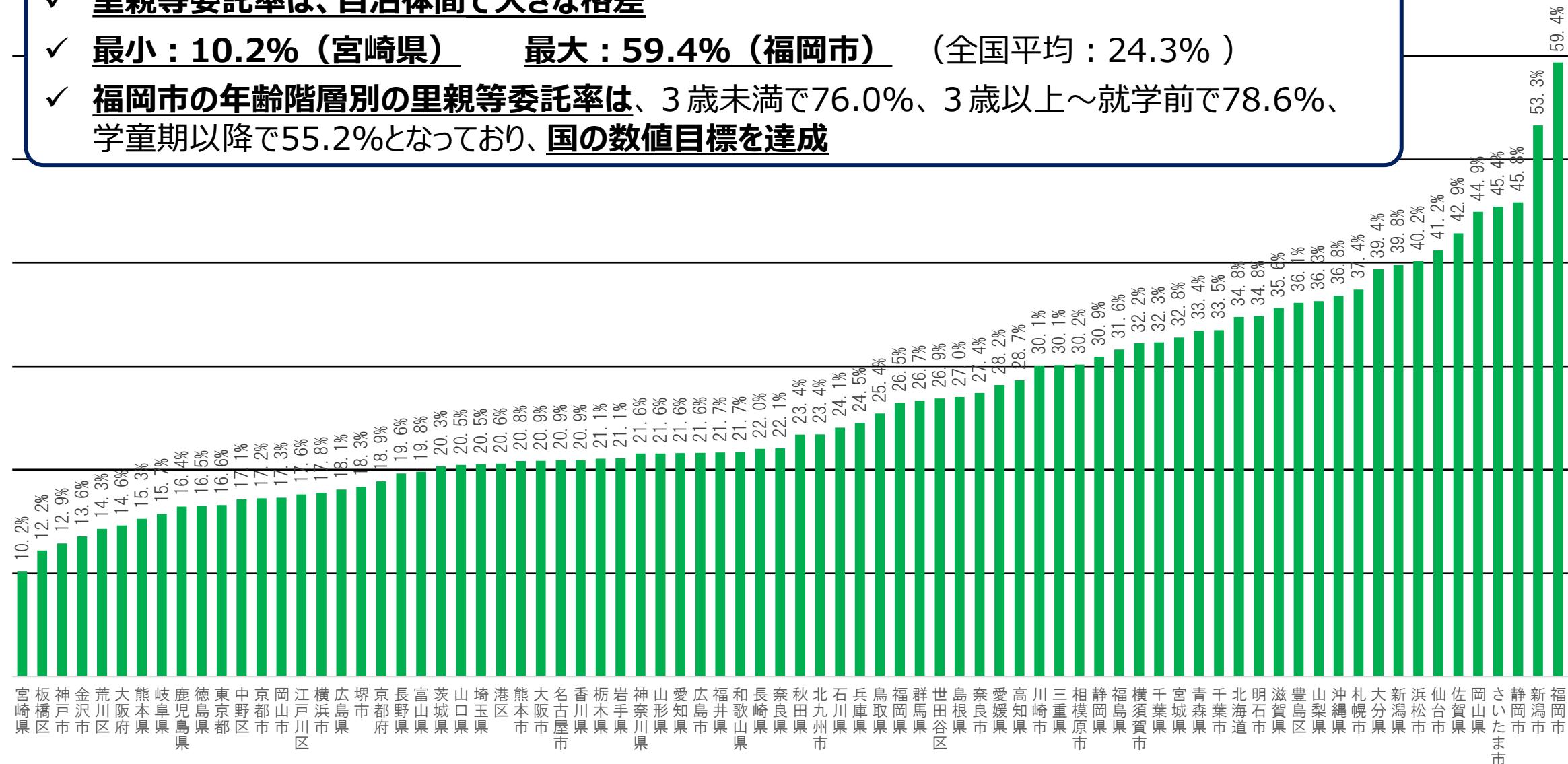
3歳未満		3歳以上～就学前		学童期以降	
里親等委託児童数	里親等委託率	里親等委託児童数	里親等委託率	里親等委託児童数	里親等委託率
714人	26.2%	1,683人	31.5%	5,571人	22.5%

※「里親等」は、平成21年度から制度化されたファミリーホーム（養育者の家庭で5～6人の児童を養育）を含む。 出典：福祉行政報告例（各年度末現在）をもとに作成

# 都道府県市別の里親等委託率 (令和 4 年度末時点)

70. 0%

- ✓ **里親等委託率は、自治体間で大きな格差**
  - ✓ **最小：10.2%（宮崎県） 最大：59.4%（福岡市）**（全国平均：24.3%）
  - ✓ **福岡市の年齢階層別の里親等委託率は、3歳未満で76.0%、3歳以上～就学前で78.6%、学童期以降で55.2%となっており、国の数値目標を達成**



# 主な論点

(児童保護費等負担金等(里親委託の推進)(こども家庭庁))

- 里親等委託率について、目標（乳幼児75 %以上、学童期以降 50 %以上（令和11年度末））に対し、令和4年度末時点で大きく下回っており、こどもの最善の利益を図りつつ目標を達成するためにどのような事業の改善が必要か
- 地方自治体の里親等委託率に大きな差がある（令和4年度末時点で、最小：10.2%（宮崎県）、最大：59.4%（福岡市））が、優良事例を他の地方自治体に展開する上での課題は何か。それを克服するためにどのような対策が必要か